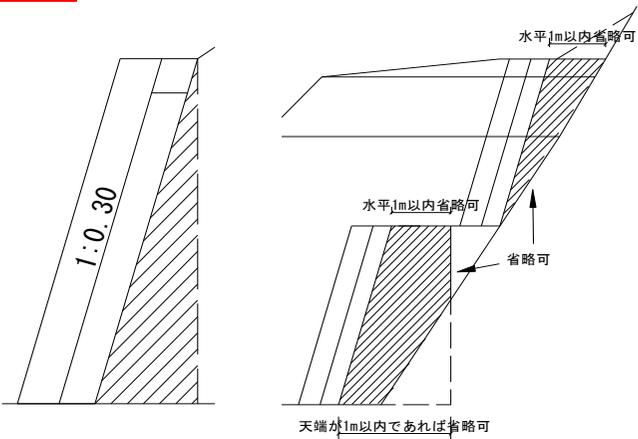


栃木県治山事業設計細部基準(公表用) 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

改正(令和6(2024)年10月10日以降起工伺いの工事)	現行(令和5(2023)年10月10日以降起工伺いの工事)	備考
<p>I 面積及び抑止量等(略)</p> <p>II 設計積算</p> <p>1. 土工</p> <p>治山事業における治山ダム工の掘削土量及び埋戻し土量算出については、下記のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)数量の算出</p> <p>①掘削土量及び埋戻し土量は、治山ダム工横断方向における地形の変化点及び構造の変化位置(以下、「横断図測点」という)の中心において、掘削・埋戻高及び掘削・埋戻幅から断面積を求め測点間延長を乗じて算出することができる。</p> <p><u>ただし、以下の場合は横断図測点において、縦断方向の断面図を作成し平均法により土量を算出することができる(以下、「輪切断面図」)。この場合、地表面の地山は縦断勾配を参考としてよい(現地測量に基づき作図することを妨げるものではない)。</u></p> <p><u>・土量を正確に把握する必要がある場合(例:大規模な治山ダム)</u></p> <p><u>・数量計算で土量把握が困難な場合(例:特殊な土層(土砂→岩→土砂→岩等))</u></p> <p>②横断図測点は必要に応じて増減することができる。</p> <p>③水叩工下部の埋戻は平均幅×平均延長×高さで算出できる。</p> <p>④間詰工の背面埋戻しは間詰工の天端遮水層後面から下部及び同後面から背面の地山又は間詰工間が1m未満の場合は全体土量に対して僅少として数量を計上しないことができる。</p> <p>(参考:下図斜線部)</p> 	<p>I 面積及び抑止量等(略)</p> <p>II 設計積算</p> <p>1. 土工</p> <p>治山事業における治山ダム工の掘削土量及び埋戻し土量算出については、下記のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)数量の算出</p> <p>①掘削土量及び埋戻し土量は、治山ダム工横断方向における地形の変化点及び構造の変化位置において、断面図を作成し算出するものとする。</p> <p>②土量数量は、各断面積を用いて平均法により算出する。</p>	<p>要領改正</p>

栃木県治山事業設計細部基準(公表用) 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

u003c/div>
<div data-bbox="30 70 970 940" data-label="Table">

改正(令和6(2024)年10月10日以降起工伺いの工事)	現行(令和5(2023)年10月10日以降起工伺いの工事)	備考
<p>⑤埋戻し数量算出に際しては、<u>コンクリートブロック</u>間詰工等を控除対象としないものとする。<u>ただし、コンクリート間詰工は除く。</u></p> <p>[削除]</p> <p>以下、(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)掘削面整形及び岩盤清掃の適用範囲(機械掘削の場合に計上) 機械施工による掘削を行い、直接コンクリート構造物の基礎面になる箇所において「土砂掘削面整形」又は「岩盤掘削面整形」及び「岩盤清掃」(軟岩IB以上)を適用する。 機械施工による掘削を行い、基礎礫を施工する場合は、掘削面整形の代わりに基礎面整形(床付面の整正作業)を適用する。</p> <p>[削除]</p> <p>(4)余掘幅(略)</p> <p>(5)護岸工・土留工の土工は別冊(P1~7)「護岸工・土留工・適用基準」とおとり取り扱うものとする。)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. コンクリート</p> <p>(1)構造物とコンクリートの種類 (略)</p> <p>(2)流路工の敷コンクリート (略)</p> <p>(3)コンクリート投入打設</p> <p>① 治山ダムコンクリート投入打設工法の選定(略)</p> <p>4. 治山ダム放水路・流路工標準断面の決定 「治山技術基準解説総則・山地治山編」、及び別冊 P16~26 による。</p> <p>(略)</p> <p>5. ~7. (略)</p>	<p>③埋戻し数量算出に際しては、間詰工等を控除対象としないものとする。</p> <p>参考図</p> <p>以下、(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)掘削面整形及び岩盤清掃の適用範囲(機械掘削の場合に計上) 機械施工による掘削を行い、直接コンクリート構造物の基礎面になる箇所において土砂掘削面整形及び岩盤掘削面整形を適用する。 機械施工による掘削を行い、基礎礫を施工する場合は、掘削面整形の代わりに基礎面整形(床付面の整正作業)を適用する。</p> <p><u>(4)岩盤清掃</u> 岩盤清掃は、溪間工における無筋構造物でコンクリート打設面の岩盤を清掃する場合に適用する。(軟岩IB以上)</p> <p>(5)余掘幅(略)</p> <p>(6)護岸工・土留工の土工は別冊(P1~7)「護岸工・土留工・適用基準」とおとり取り扱うものとする。)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. コンクリート</p> <p>(1)構造物とコンクリートの種類 (略)</p> <p>(2)流路工の敷コンクリート (略)</p> <p>(3)コンクリート投入打設</p> <p>① 治山ダムコンクリート投入打設工法の選定について(略)</p> <p>4. 治山ダム放水路・流路工標準断面の決定 令和2年度版「治山技術基準解説総則・山地治山編」、及び別冊 P16~26 による。</p> <p>(略)</p> <p>5. ~7. (略)</p>	<p>取扱明文化</p> <p>年度削除</p>

栃木県治山事業設計細部基準(公表用) 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

u003c/div>
<div data-bbox="30 69 971 940" data-label="Table">

改正(令和6(2024)年10月10日以降起工伺いの工事)	現行(令和5(2023)年10月10日以降起工伺いの工事)	備考
<p>8. 仮設工</p> <p>(1)任意仮設と指定仮設 (略)</p> <p>①任意仮設:足場(種類) 索道(延長,配置,規格) モノレール(延長,配置,規格) 水替え(延長,規格,種類) 敷鉄板(規格) <u>資材運搬路のうち重機道(延長・配置・規格)</u></p> <p>②指定仮設:足場(指定箇所への設置) 索道(指定箇所への設置) モノレール(指定箇所への設置) 水替え(指定箇所への設置) 敷鉄板(指定箇所への設置) <u>資材運搬路のうち重機道(指定箇所への設置)</u> <u>資材運搬路のうち車道(延長・配置・規格)</u></p> <p>(2)~(4)(略)</p> <p>(5)資材運搬路</p> <p>①構造 アジテーター車やダンプトラック<u>などホイールタイプの車両</u>が通行する資材運搬路(<u>車道</u>)を新たに作設する場合には、「林業専用道作設指針」に基づき構造を決定するものとする。ただし、縦断勾配は指針に寄らず18%まで設計できるものとする。 <u>クローラタイプの車両が通行する資材運搬路(重機道)の構造は、「森林作業道作設指針」に基づき構造を決定するものとする。</u></p> <p>②~⑤(略)</p> <p>(6)残土処理</p> <p>①残土処理数量 <u>[削除]</u></p>	<p>8. 仮設工</p> <p>(1)任意仮設と指定仮設 (略)</p> <p>①任意仮設:足場(種類) 索道(延長,配置,規格) モノレール(延長,配置,規格) 水替え(延長,規格,種類) 敷鉄板(規格)</p> <p>②指定仮設:足場(指定箇所への設置) 索道(指定箇所への設置) モノレール(指定箇所への設置) 水替え(指定箇所への設置) 敷鉄板(指定箇所への設置)</p> <p>(2)~(4)(略)</p> <p>(5)資材運搬路</p> <p>①構造 アジテーター車やダンプトラックが通行する資材運搬路を新たに作設する場合には、「林業専用道作設指針」に基づき構造を決定するものとする。ただし、縦断勾配は指針に寄らず18%まで設計できるものとする。</p> <p>②~⑤(略)</p> <p>(6)残土処理</p> <p>①残土処理数量</p> <p>②残土敷均し <u>残土の敷均し率は、残土数量に対し下記を標準とする。</u> <u>平坦地……………50%</u> <u>緩勾配(30°未満)……………30%</u></p>	<p>資材運搬路の記載明確化</p> <p>重機道の取扱追加</p> <p>根拠となった林野庁の留意事項は、現在適用されていないため林道細部基準に合わせ削除。</p>

栃木県治山事業設計細部基準(公表用) 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

改正(令和6(2024)年10月10日以降起工伺いの工事)	現行(令和5(2023)年10月10日以降起工伺いの工事)	備考
<p><u>②</u>残土処理場の緑化(略)</p> <p>(7)敷鉄板設置・撤去(略)</p>	<p>急勾配(30°以上)……………10%</p> <p><u>③</u>残土処理場の緑化(略)</p> <p>(7)敷鉄板設置・撤去(略)</p>	